

税理士
法人

AIF事務所便り

2026.7.1/408号



contents

- ◆ インボイス制度の経過措置見直し 永嶋道隆
- ◆ 金利が大幅上昇 税理士 今西崇男
- ◆ 嵐の中でも倒れない！ 経営計画という羅針盤

インボイス制度の経過措置見直し 1

— 個人事業者と法人で異なる改正ポイント —

令和8年度税制改正では、インボイス制度に関する経過措置の見直しが行われました。
今回の改正では、個人事業者と法人で取扱いが異なる点が大きな特徴です。

【個人事業者への影響】

(1) 3割特例の創設

現在、免税事業者が適格請求書発行事業者（インボイス）の登録をした場合、『2割特例』という売上に係る消費税額の2割を納税額とする制度を適用できますが、この2割特例の期間終了後に、個人事業者限定で売上に係る消費税額の3割を納税額とする『3割特例』が新設されました。

<個人事業者における特例期間の流れ>

期間	内容
令和5年10月～令和8年12月	2割特例
令和9年1月～令和10年12月	3割特例
令和11年1月～	原則課税または簡易課税

(2) 簡易課税の届出特例の提出期限

これまで2割特例を適用した翌課税期間に簡易課税の適用を受けるためには、消費税簡易課税制度選択届出書を、『適用したい課税期間の末日まで』に提出する必要がありましたが、『適用したい課税期間の確定申告期限まで』に延長されました。これにより、前年の決算数値が確定してから簡易課税適用の有利・不利の判断をすることが可能となります。

また、この届出の特例は、前年に2割特例又は3割特例を適用していることが条件のため、高額な設備投資などがあり原則課税を適用した翌年の場合には、簡易課税の届出の提出期限について特例は無く、通常の届出期限である簡易課税を適用したい課税期間の初日の前日（前年末日）までとなるので、ご注意ください。

【法人への影響】

(1) 法人には3割特例制度が無い

3割特例は個人事業者に限定されており、法人には適用されない制度になっており、法人については、従来通り令和8年9月30日までの日の属する各課税期間をもって2割特例が終了となり、その後は原則課税か簡易課税を適用することになります。

インボイス制度の経過措置見直し 2

(2) 法人の簡易課税の届出特例

法人については、3割特例はありませんが、簡易課税の届出期限の特例については、個人事業者と同様に、『適用したい課税期間の確定申告期限まで』に延長されました。

この届出期限の特例の改正は令和8年10月1日以後に終了する課税期間から適用されるため、令和8年9月末までの決算期については、従前の『適用したい課税期間の末日まで』が提出期限となりますので、期末までに簡易課税を適用するか判断する必要があります。

【共通する改正ポイント】

適格請求書発行事業者以外の者からの仕入税額控除

個人事業者、法人共通の内容として、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入に係る経過措置の見直しがあります。現在、インボイスの未登録事業者からの仕入でも一定割合の仕入税額控除が認められていますが、その割合について以下の期間及び割合となりました。

期間	控除割合
令和5年10月～令和8年9月	80%
令和8年10月～令和10年9月	70%
令和10年10月～令和12年9月	50%
令和12年10月～令和13年9月	30%
令和13年10月以降	控除なし

また、上記の経過措置について、改正前までは同一の未登録事業者からの課税仕入れ額が年間10億円（税込）を超える場合、その超過部分について経過措置の適用が出来ませんでした。令和8年10月1日以後に開始する課税期間より上限金額が年間1億円（税込）に縮小されました。

【改正に向けて】

今回の改正は、最後の上限金額の縮小以外は、経過措置の内容の緩和や時期の延長となっていますが、インボイス制度の大きな流れとしては変わっていませんので、今後インボイス登録の有無による事業者間の交渉や、簡易課税の有利・不利の判断をする場面は確実に訪れますので、早い段階から検討しておくことが重要です。

金利が大幅上昇

政策金利の引き上げに伴い、各種ローンの返済や銀行借入金利の負担は年々重くなっています。特に不動産関連の融資や銀行借入金利の上昇は顧問先の事業や生活に与える影響が大きいです。住宅ローンや不動産投資の向き合い方について、低金利時代とは異なる対応が求められています。

みずほ銀行が5月14日に発表した調査報告書「本格化する金利のある世界と日本経済」では、日本の現在の中立金利を1.5%から2%と試算した上で、政策金利は少なくとも1.5%まで上昇する公算が大きいと分析しています。その前提の下で試算された各種金利の予定値をみると、様々な金利がわずかな数年で大幅に上昇する見通しであることがみてとれます。

各種金利の実績と先行きの想定（年度平均値 単位%）

	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
政策金利	0.1	0.3	0.6	1.0	1.4	1.5
長期金利	0.6	1.1	1.8	2.5	2.9	3.0
預金金利	0.001	0.1	0.2	0.4	0.5	0.6
住宅ローン変動	0.3	0.3	0.6	1.1	1.6	1.7
住宅ローン固定	1.8	1.9	2.0	2.7	3.1	3.2
銀行金利	1.1	1.3	1.8	2.5	2.7	2.8

※ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/mhri/research/report/pdf/insight-jp260514.pdf> 9ページより

金利上昇による生活や事業への影響は大きく、例えば住宅ローン4千万円を借りている人の毎月の返済額は、変動金利では105,000円から128,000円に、固定金利では132,000円から159,000円と推定されます。

検討したい繰上返済や借り換え

金利の上昇は、不動産の購入を鈍らせ、家賃の値上げにつながる可能性があります。さらに、金利の上昇は家賃と返済の逆転現象も起こさせることもあり、早急な繰上返済の検討も必要になります。

また、見落としがちな借入先として、経営セーフティネット共済などの一時的借入の利用があります。共済の一時借入金利は、0.9%で固定されているので金利が全体的に上昇している現在、さらに有効的な手立てになります。

金利が上昇するなかで、金利交渉や返済期間の延長などの打診等、新たな銀行交渉が必要となると思われます。



金利交渉や返済期間の延長、繰上返済等
キチンとシミュレーションをしましょう。

嵐の中でも倒れない！ 経営計画という羅針盤

コスト高の波が静かに経営を削る

2026年の夏、中小企業の経営者が静かに頭を悩ませているコスト問題が2つあります。1つは、金利の上昇です。日本銀行は追加利上げの方針を継続しており、変動金利で借入を行っている企業では、じわりと返済負担が重くなっています。もう1つは、人件費の高騰です。2026年の春闘では賃上げ率が5%を超える水準で推移しており、中小企業も採用・定着のために賃上げを迫られています。価格転嫁が思うように進まない中で、この2つのコスト増が重なれば、利益を圧迫するだけでなく、資金繰りにも影響が出かねません。

「問題ない」と思う今が最大の油断

こうした環境変化は、じわじわと経営を侵食していくのが恐ろしいところです。特に注意したいのが、日々の業務に追われて現状把握が後手に回るケースです。「売上はなんとか維持できている」「銀行借入の返済に遅れているわけではない」という状況でも、原価率が気づかないうちに上昇し、手元のキャッシュが徐々に細まっているということは珍しくありません。問題が表面化してからでは、打てる手が大幅に限られてしまいます。嵐が来る前に、自社の体力と地図を確認しておくことが肝要です。

国が費用を負担する「定期健診」制度

こうした事態に備えるために、国は「早期経営改善計画策定支援事業」という制度を設けています。これは認定経営革新等支援機関の支援を受けてビジネスモデルの俯瞰図・資金繰り計画・アクションプランを策定する際に、費用の3分の2（上限25万円）を国が負担してくれます。重要なのは、「今すぐ銀行支援が必要な状況ではない」段階の企業こそ適している点です。いわば経営の「定期健康診断」として、早めに活用いただきたい制度です。

計画が嵐を乗り越える武器になる

外部環境の嵐が過ぎるのをただ待つのは、経営者の選択肢ではありません。まずは認定支援機関に声をかけ、自社のビジネスモデルを第三者の目で点検することから始めてください。ビジネスモデル俯瞰図を1枚作成するだけでも、強み・弱み・潜在リスクが驚くほど鮮明になります。計画を立て、モニタリングし、変化に機敏に対応できる体制を整えることが、荒波を乗り越える経営者の武器になります。



経営危機を感じる前に会社の健康診断を受け、早めの対策を検討しましょう！